

○富田林市こどもまんなか推進本部設置要綱

令和5年7月25日

要綱第62号

(設置)

第1条 本市が取り組む、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか」社会の実現に向けて、こども・子育て施策全般の円滑な推進を図るため、富田林市こどもまんなか推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 「こどもまんなか」社会の企画及び立案の実現に向けた協議、管理及び調整に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、こども・子育て施策の推進に関する事項  
(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、事務局長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、こども未来部担当副市長及び教育長をもって充てる。

4 事務局長は、こども未来部長をもって充てる。

5 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

6 前項に規定するもののほか、本部長は、必要と認めるときは、市職員のうちから適当と認める者を本部員に任命することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、事務局長が議長となる。

2 本部員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理者として会議に出席させることができる。

3 本部長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局等）

第6条 推進本部の事務局は、こども政策課に置く。

2 推進本部における特定の施策及び専門事項の調査、研究並びに検討については、こども政策推進プロジェクトチームが担う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和6年要綱第51号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年要綱第25号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年要綱第46号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

他の副市長

市長公室長

総務部長

市民人権部長

福祉部長

健康推進部長

まちづくり部長

産業部長

教育総務部長

生涯学習部長

議会事務局長

総合事務室局長

事務担当部長